

ガス料金に関するお知らせ

(原料費調整制度における上限価格の変更)

2023年1月
びわ湖ブルーエナジー株式会社

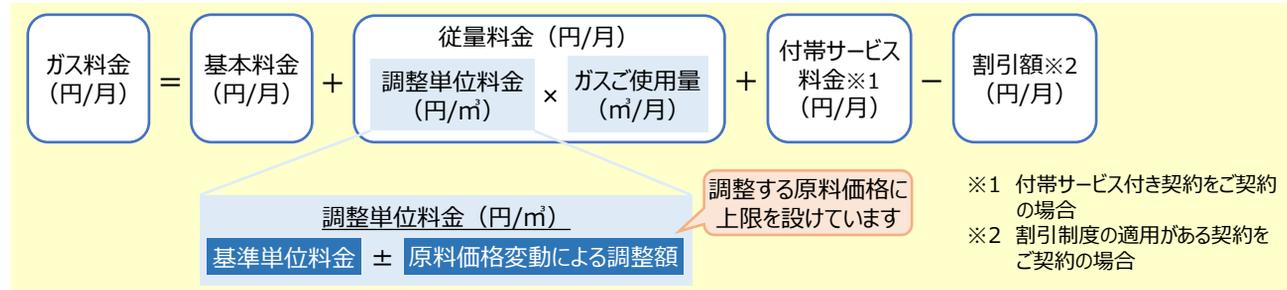
平素はびわ湖ブルーエナジーの都市ガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。
当社は、2023年3月1日を実施日として、ガス基本約款（家庭用のお客さま向けの個別約款を含む）および一部の個別約款（業務用・産業用のお客さま向け）を変更し、2023年4月検針分のガス料金より適用いたします。
変更内容について何卒ご理解いただくとともに、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。
なお、当社のガスのご利用を継続いただける場合、お客さまにて特段のお手続きは不要です。

対象の約款

- 基本約款（家庭用のお客さま向けの個別約款、小型空調契約、空調夏期契約）
- 下記①～④の業務用・産業用のお客さま向けの個別約款
 - ① 空調用A契約
 - ② 時間帯別B契約
 - ③ 業務用季節別A契約
 - ④ 業務用季節別B契約

変更の主な内容

各月のガス料金は、基本料金と従量料金、および付帯サービス料金の合計となります。
単位料金は、原料価格の変更に応じて毎月調整させていただいています。



その際、急激な原料価格上昇によるお客さまへの影響を緩和するため、調整単位料金に反映する原料価格に上限(104,580円/トン)を設けており、上限を超過した分は調整単位料金に反映しておりません。
この上限価格を変更し、2023年4月検針分より適用させていただきます。

※原料費調整制度の詳細は、[こちら](#)をご確認ください。

なお、お客さまへの影響を緩和するための移行措置として、2023年4月検針分から2023年9月検針分のガス料金の算定にあたっては、上限価格を以下の通り段階的に変更いたします。

【各検針月の上限価格】

検針年月	2023年					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月以降
上限価格 (円/トン)	116,700	128,820	140,940	153,060	165,180	177,340

※お客さまにお支払いいただく際の各月の単位料金と、標準家庭(25m³/月)におけるガス料金は、適用月の1か月前の月初より当社ホームページにてお知らせいたします。

例：2023年4月検針分の調整単位料金を2023年3月1日に公表いたします。

【ご参考：2023年1月検針分の標準家庭(25m³/月)におけるガス料金の計算方法】

原料価格変動による調整額（計算方法の詳細は[こちら](#)をご確認ください）

$$\begin{aligned} &= 0.081[\text{トン}/\text{m}^3] \times (\text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}) / 100\text{円} \times (1 + \text{消費税率}) \\ &= 0.081[\text{トン}/\text{m}^3] \times (104,580[\text{円}/\text{トン}] - 65,360[\text{円}/\text{トン}]) / 100\text{円} \times 1.1 \\ &= 34.92[\text{円}/\text{m}^3] \end{aligned}$$

※2023年1月適用分の平均原料価格「151,750円/トン」が上限価格「104,580円/トン」を上回るため、上限価格「104,580円/トン」にて計算します。

（平均原料価格が上限価格を下回る場合は、平均原料価格にて計算します。）

ガス料金

$$\begin{aligned} &= \text{基本料金} + (\text{基準単位料金} + \text{原料価格変動による調整額}) \times \text{ガス使用量} \\ &= 1,051.25[\text{円}/\text{月}] + (142.11[\text{円}/\text{m}^3] + 34.92[\text{円}/\text{m}^3]) \times 25\text{m}^3 \\ &= 5,477[\text{円}] \end{aligned}$$

※なお、2023年2月検針分の料金から、政府による「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の対象となるお客さまについてはガス料金を値引きします。上記算定例には政府支援は含んでいません。

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」を受けた当社の対応内容は[こちら](#)をご確認ください

変更の理由

昨今の原料価格の上昇に伴い、2022年10月検針分より上限価格を超過しており、今後も継続することが見込まれています。

こうした原料価格の変動を適切に反映し、引き続き安定的にガス供給を継続していくために変更を行なわせていただくものです。

2023年3月1日実施の各種約款

- ・基本約款（家庭用のお客さま向けの個別約款を含む）は[こちら](#)
- ・業務用、産業用のお客さま向けの個別約款は[こちら](#)

本件に関するお問い合わせ先

当社のガスを継続してご利用いただける場合、お客さまにて特段のお手続きは不要です。

※当社ホームページの[「よくあるお問合わせ」](#)もあわせてご確認ください。

びわ湖ブルーエナジー株式会社（大津市企業局 お客様センター）：077-528-2603

受付時間：平日 8:40～18:30 土・日・祝 8:40～17:25（1/1～1/3を除く）

※当社はガス使用開始・中止や料金の問い合わせの業務を大津市企業局に委託しています。

※当社は、ガス基本約款および個別約款等を変更する場合の供給条件の説明および書面の交付に当たっては、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し記載いたします。供給条件の説明および書面の交付の一部省略に承諾いただけない場合は、当社までご連絡をお願いいたします。

〈ガス小売事業者〉 びわ湖ブルーエナジー株式会社(ガス小売事業者登録番号:G0180)

大津市浜大津四丁目1番1号 TEL：077-523-6352（平日9:00～17:00）